

仕様書

1 業務名

出前講座用防災啓発動画作成業務

2 業務目的

本市は南海トラフ巨大地震が発生した場合で最大震度6弱・津波高約5m、上町断層帯地震で最大震度7と想定されており大きな被害を受ける可能性がある。また気候変動等を背景に全国各地で台風や記録的な大雨による風水害が激甚化・頻発化しており本市においても2022年にこれまでに最大となる1時間当たり99mmの降水量を記録するなど風水害のリスクが高まっている。

こどもから高齢者までの年代のほか、健常者や要配慮者などの様々な属性を踏まえ、津波や高潮等の堺区特有の災害リスクとその備えについて、啓発動画を作成し、出前講座等の様々な場所で放映することで、区民の自助・共助の意識を醸成させることを目的とする。

3 対象

区民（こどもから高齢者までの幅広い世代を対象）

4 履行場所

発注者が指定する場所

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 業務内容

企画立案を含む動画制作に係る一連の業務（撮影、編集、肖像権・著作権処理、成果品の制作等）を行うこと。

(1) 動画の制作

- ・堺区の地理的条件と特有の災害リスクについて、本市等が公表している防災関連情報を基に分かりやすく解説し、災害への備えを促す内容を提案すること。
- ・動画の構成や詳細については、別途発注者が監修を依頼する専門家と協議の上、決定することとする。
- ・動画は、一般向け・小中学生向け・高齢者向けに8～10分程度で3本制作し、視聴者が堺区特有の災害リスク及びその備えについて、理解を深め、行動

に繋がる内容とすること。

- ・特に小中学生向け・高齢者向けの動画は、対象とする属性に応じて、適切な表現を使用するなど、工夫を凝らすこと。
- ・それぞれ3分程度のダイジェスト版動画を制作すること。

(2) 制作工程

動画制作について、次のア～カの工程を踏まえ、制作スケジュール及び工程を提案すること。

ア 企画会議

発注者及び専門家と日程を調整の上、企画会議を開催し、構成やシナリオ、撮影方法や撮影場所等について協議すること。

イ シナリオ作成

企画会議の内容を踏まえ、受注者がシナリオを作成・提案し、発注者及び専門家の校正に応じ、変更をすること。

ウ 撮影

事前に発注者と撮影日の調整を行い、確定したシナリオを基に撮影を行うこと。なお、撮影に際し出演料、使用料等費用が発生する場合は、受注者が費用を負担すること。また、被写体以外に不適当なものや人などが撮影されている場合や、映像が不鮮明なときなどは、再度撮影を指示することがある。

エ 編集

撮影した映像に背景の追加、音楽を含む音声の追加及びテロップ等の入力など、加工・編集を行い、発注者及び専門家の校正を受けること。編集に際しては、様々な人が視聴することを踏まえ、ふりがなや字幕などを場面に応じて追加し、外国語翻訳版を作成すること。

オ 校正

校正回数は最低2回とし、受注者は発注者及び専門家からの指示のもと適切に校正を行うこと。

カ 納品

校正終了後、後述の成果品を速やかに納品すること。

(3) その他

- ・撮影、編集等に必要な機材については受注者が用意すること。
- ・受注者は一貫した撮影・編集等の制作体制を整えること。
- ・撮影時に市民や関係者に迷惑をかけないように留意すること。
- ・撮影にあたって必要な許可等の手続きは、発注者と協議の上、受注者にて行うこと。
- ・映像は、継続使用や、配信を前提とし、市民が関心を持って視聴でき、かつ

魅力的な内容となるよう編集すること。

- 映像は、パソコンだけではなく、携帯電話やスマートフォン等のモバイル端末、デジタルサイネージでも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。
- 撮影手法、撮影日時、映像校正等の詳細については、発注者と協議しながら作業を進めること。

7 成果品

(1) DVD

ア 次のとおり、DVD を2枚ずつ納品すること。

- 一般向け動画及びダイジェスト版動画を収録した DVD
- 小中学生向け動画及びダイジェスト版動画を収録した DVD
- 高齢者向け動画及びダイジェスト版動画を収録した DVD

イ DVD-ROM（読み込み専用）の形式で納品すること。

ウ レーベル面及びトールケース表面は本編内容がわかるようなデザインとし、1枚ずつケースに収容すること。

エ DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製が可能なものとする。

(2) データでの納品

- データ形式は、MP4 での納品をすること。
- デジタルサイネージでの放映を予定していることから、次の規格にも対応できるようにすること。

ビデオサイズ：アスペクト比 16:9=W1920×H1080

- その利用及び再編集は、発注者において自由に行うことができるものとする。

(3) 納品時期

ダイジェスト版動画、本編動画共に履行期間までに完成品を納品すること。

8 著作権等について

- (1) 完成した映像作品及び記録した映像作品の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、それらを各種情報提供媒体等に、契約金額以外の費用を負担することなく、自由かつ永続的に使用できるものとする。
- (2) 映像、音楽等の著作権、肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

9 業務責任者及びスタッフ

- (1) 業務全体を管理・総括する者（以下「業務責任者」という。例：コーディネーター、チーフコピーライターなど実務担当者。）を 1 人指定すること。業務責任者については、下請けを認めない。ディレクター、カメラマン、その他作成に必要な人材・機材等の確保は受注者の負担で用意すること。
- (2) 発注者は原則として業務責任者と連絡調整を行う。

10 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、

堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

11 その他

- (1) 本業務履行に際し疑義がある場合はあらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定すること。
- (3) 本業務の実施にあたって発生する費用はすべて受注者の負担とすること。